|  |
| --- |
| （団体名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　規　約 |

（名称）

第１条　本会は、「（団体名）　　　　　　　　　　　　　　」と称する。

（目的）

第２条　生涯学習の一環として　　　　　　　　　　　　　を行い、その活動を通じて、文化の向上と、会員の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

(1)　月　　　　回活動を行う。

(2) 行政センターが行う、清掃活動や文化祭などの活動に参加する。

(3)　「１サークル１ボランティア活動」の趣旨に賛同し、地域貢献となるボランティア活動を積極的に推進する。

（会員の資格）

第４条　会員の資格

　(1) 本会は、概ね５人以上の会員で構成し、会員の過半数が太田市に住所を有する者、又は、太田市に在勤する者とする。

(2) 新規会員の加入を妨げない。

(3) 脱会は、原則として本人の自由意志とし、いかなる場合でも脱会を拒むことはできない。

（役員）

第５条　本会の役員は次のとおりとする。

会長1名、副会長　　名、会計　　名、会計監査　　名

２　会長は会を代表し、会務を総理する。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は 年とする。ただし、再任は妨げない。

（会費等）

第７条　会費等について次のとおりとする。

　(1) 会費は、（ 月・年 ）　　　　　　　円（月額2,000円以下）とする。

　(2) 材料費は１ヶ月の平均が3,000円を超えない額とする。

　(3) 入会金・脱会金は徴収しない。

　(4) 講師への謝礼については、( 月・年 )　　　　　　　　　円とする。

（会計年度）

第８条　本会の会計年度は、毎年４月１日より翌年の３月３１日までとする。

（規約の発効）

第９条　本規約は令和　　　年４月１日より発効する。